

2010.10.6

司法修習生給費制に賛否

存続派

有能な人材流出

廃止派

特別扱いに不満

司法試験に合格後、法廷実務を学ぶ司法修習生に国が給与を払う「給費制」が、十一月から「貸与制」に切り替わる。「金持ちしか法律家になれなくなる」と反対する日弁連は給与存続のための立法措置を求める。

一方、弁護士や裁判官、検察官の卵の「特別扱い」復活には異論も多い。

給費制は、修習生を育てるには、年間九十億円技能習得に専念させる。余り必要なくなる。今年の新修習生 司法制度改革の一環 約三千人に給費を続け、司法試験合格者を

給費制と貸与制

司法修習生には修習に専念する義務があり、アルバイトなどの兼業は禁止。給費制では住宅手当などを含め月二十数万円の給与と、年2回の賞与が支払われてきた。貸与制では、修習1年間の生活資金として月18万、28万円を無利子で国が貸す。修習終了から5年間は返済が猶予され、6年目から10年間で返す。貸与制に切り替える改正裁判所法は2004年に成立。当初は06年施行予定だったが、日弁連などの反対で今年に延期された。

年間三千人規模に増やすのに合わせ、見直しを迫られた。しかし四月に「貸与制阻止」を掲げた宇都宮健児氏が日弁連会長に当選し、全国運動が始まった。

日弁連のアンケートでは、法科大学院で奨学金や教育ローンを利用した人は五割以上で、借入額は平均三百十八万円。就職難も拡大傾向だ。

愛知県弁護士会による法科大学院生らを対象にした五月のアンケートでも、借金の具体額を回答した中では四百万〜七百万円の高額帯が最も多かった。

同会の給費制維持緊急対策本部事務局長を務める滝康暢弁護士は「年平均二百万円余の給付を自己負担や借り

入れで補つのは将来の弁護士活動の足かせ。リスクへの心配から法曹界が有能な人材を確保できなくなる恐れがある」と訴える。

しかし、法曹界の足

並みはそろわない。修習を担う最高裁は、二度にわたる日弁連への質問状で「奨学金などの返済負担は修習生全体に給与を支給しなければ解決しないほど苛

烈なのか」「四分の三の弁護士は初任給で五百万円を超えている」などとたたいた。法務省も「六年前に決まった話を今さら蒸し返すのか」(幹部)と再改正には反対の立場だ。

国会は、弁護士でもある辻憲・民主党法務部門会議座長は「給費制でしっかり法曹を養成しなければ。全力で議員立法に取り組み」と力を込める。同党は給費制存続方針を定め、委員長提案でスピード法改正を狙

る。

だが、それには与野党全会派の事前合意が必要。最大野党で力ギを握る自民党は態度を決めていない。

最高裁によると、第一回交付への貸与申請は千五百八十七件。司法研修所のある教員は、貸与制について「大手事務所で千五百万円の年収が約束されている上位層はいいが、下位の弁護士については貸し倒れになるだろう」と予測している。